

資料

平成 2 6 年第 2 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 2 3 号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	
	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案	1
	(附則改正)	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案 (附則第 2 条関係)	2
議案第 2 4 号	藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正案	3
議案第 2 5 号	市税条例等の一部改正について	
	市税条例の一部改正案 (第 1 条関係)	4
	市税条例の一部を改正する条例の一部改正案 (第 2 条関係)	2 0
議案第 2 6 号	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について	
	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正案	2 2

議案第 23 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属 する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属 する執行機関	附属機関	担当事務
(略)			(略)		
教育委員会	藤井寺市立学 校教科用図書 選定委員会	市立小中学校において使用する教科用図書 に関する調査審議に関する事務	教育委員会	藤井寺市立学 校教科用図書 選定委員会	市立小中学校において使用する教科用図書 に関する調査審議に関する事務
			教育委員会	藤井寺市学校 統合検討委員 会	子どもたちの教育環境の充実を図るための 市立小中学校の統合等に関する調査審議に 関する事務

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
 （附則第2条関係）

改正後	改正前																		
<p>（報酬の支給方法）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 報酬は、年額の定めのあるものについてはその4分の1の額又はその月分までの額を毎年6月、9月、12月、3月の4回、月額のあるものについては毎月、日額の定めのあるものについては<u>当該勤務のあった日の属する月の翌月</u>に支給する。ただし、特に必要があるときは、他の方法によることができる。</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>学校教科用図書選定委員会委員</td> <td style="text-align: right;">日額 7,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	（略）		学校教科用図書選定委員会委員	日額 7,500円	（略）		<p>（報酬の支給方法）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 報酬は、年額の定めのあるものについてはその4分の1の額又はその月分までの額を毎年6月、9月、12月、3月の4回、月額のあるものについては毎月、日額の定めのあるものについては<u>その都度</u>支給する。ただし、特に必要があるときは、他の方法によることができる。</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>学校教科用図書選定委員会委員</td> <td style="text-align: right;">日額 7,500円</td> </tr> <tr> <td>学校統合検討委員会委員</td> <td style="text-align: right;">日額 9,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	（略）		学校教科用図書選定委員会委員	日額 7,500円	学校統合検討委員会委員	日額 9,500円	（略）	
区分	報酬額																		
（略）																			
学校教科用図書選定委員会委員	日額 7,500円																		
（略）																			
区分	報酬額																		
（略）																			
学校教科用図書選定委員会委員	日額 7,500円																		
学校統合検討委員会委員	日額 9,500円																		
（略）																			

議案第 24 号

藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤井寺市条例第10号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>職員の休業の状況</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

議案第 25 号

市税条例等の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>施行令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第24条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第24条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</u></p>

改正後	改正前
<p>6 (略)</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第22条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、<u>法第321条の8第24項及び施行令第48条の13の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第47条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第47条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申</p>	<p>6 (略)</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第22条 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項及び第47条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第47条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務があ</p>

改正後	改正前
<p>告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>る法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(軽自動車税の税率)</p>	<p>(軽自動車税の税率)</p>
<p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 原動機付自転車</p>	<p>(1) 原動機付自転車</p>
<p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>2,000円</u></p>	<p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>1,000円</u></p>
<p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p>	<p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p>
<p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p>	<p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p>
<p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの)を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p>	<p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪もの)を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p>
<p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p>	<p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p>

改正後	改正前
<p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>3,600円</u></p> <p>3輪のもの 年額 <u>3,900円</u></p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p> 営業用 年額 <u>6,900円</u></p> <p> 自家用 年額 <u>10,800円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p> 営業用 年額 <u>3,800円</u></p> <p> 自家用 年額 <u>5,000円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p> 農耕作業用のもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p> その他のもの 年額 <u>5,900円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u></p>	<p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>2,400円</u></p> <p>3輪のもの 年額 <u>3,100円</u></p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p> 営業用 年額 <u>5,500円</u></p> <p> 自家用 年額 <u>7,200円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p> 営業用 年額 <u>3,000円</u></p> <p> 自家用 年額 <u>4,000円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p> 農耕作業用のもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p> その他のもの 年額 <u>4,700円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u></p>
<p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第2条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等</u>（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行っ</p>	<p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第2条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等</u>（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに</p>

改正後	改正前
<p>た個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p>	<p>同項に規定する財産（<u>租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。</u>）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p><u>（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u></p> <p>第3条の3 <u>所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第27条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第27条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定に</u></p>

改正後	改正前
	<p>より読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第11条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p> <p>4 附則第10条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第11条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第14条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第11条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第27条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第3条の3第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第317条の2第1項の規定による申告書」とする。</p> <p>(2) 第28条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「第4項まで」とあるのは「第3項又は附則第3条の3第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第3項又は附則第3条の3第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とす</p>

改正後	改正前
	<p>る。</p> <p>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p>第3条の3の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第27条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第27条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第11条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退</p>

改正後	改正前
	<p><u>職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</u></p> <p><u>4 附則第10条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第11条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第14条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第11条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u></p> <p><u>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第27条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第3条の3の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第2項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第317条の2第1項の規定による申告書」とする。</u></p> <p><u>(2) 第28条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「第1項から第4項まで」とあるのは「第1項から第3項又は附則第3条の3の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「第1項から第4項まで」とあるのは「第1項から第3項又は附則第3条の3の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。</u></p> <p><u>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p>

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第4条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>第3条の4 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、平成7年度分の第27条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り適用する。</u></p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第4条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>

改正後	改正前															
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第6号及び第9項の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第9項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>															
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第8条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が始めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第8条 削除</p>															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="114 997 474 1037">第82条第2号ア</td> <td data-bbox="474 997 779 1037">3,900円</td> <td data-bbox="779 997 1088 1037">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="474 1037 779 1077">6,900円</td> <td data-bbox="779 1037 1088 1077">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="474 1077 779 1117">10,800円</td> <td data-bbox="779 1077 1088 1117">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="474 1117 779 1157">3,800円</td> <td data-bbox="779 1117 1088 1157">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="474 1157 779 1197">5,000円</td> <td data-bbox="779 1157 1088 1197">6,000円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	
第82条第2号ア	3,900円	4,600円														
	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														
<p>(優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措</p>	<p>(優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措</p>															

改正後	改正前
<p>置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2の2 (略)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>附則第14条の2第1項</u>」とあるのは「<u>附則第14条の2の2第1項</u>」と、「<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)</p> <p>第14条の2の3 (略)</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、施行令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「<u>払出し時の金額</u>」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取扱した市民税の所得割の納税義務者については、<u>当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱したものとそれぞれみなして、前項及び附則第14条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u></p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2の2 (略)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>附則第14条の2第1項</u>」とあるのは「<u>附則第14条の2の2第1項</u>」と、「<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)</p> <p>第14条の2の3 (略)</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、施行令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「<u>払出し時の金額</u>」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の<u>同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等</u>の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第14条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p>

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、平成23年度分の第27条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p style="text-align: center;">(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)</p> <p>第19条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条</p>

改正後	改正前		
	<p>において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第11条、附則第12条、附則第13条又は附則第14条の規定を適用する。</p>		
	附則第11条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
		同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
	附則第12条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	附則第13条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項

改正後	改正前		
	附則第14条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
		同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
	<p>2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第11条、附則第12条、附則第13条又は附則第14条の規定を適用する。</u></p>		
	<p>3 <u>前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p>		
	<p><u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</u></p>		

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>第20条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3及び附則第4条の3の2の規定の適用については、附則第4条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第4条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</u></p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の3及び第4条の3の2の規定の適用については、附則第4条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第4条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第21条 (略)</p>

○市税条例の一部を改正する条例（平成25年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則（平成25年9月27日条例第21号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>附則第14条の4の3第5項第3号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）及び附則第3条第1項の規定</u> 平成28年1月1日</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 附則第4条の4（「第14条の2第1項」の次に「、附則第14条の2の2第1項」を加える部分に限る。）、第9条及び第14条の2から第14条の4の4までの改正規定（<u>附則第14条の4の3第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。</u>）並びに附則第3条第4項の規定 平成29年1月1日</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第3条 平成28年1月1日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）</u>について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第43条の2及び第43条の5の規定は、平成28年10月1日以後の<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）</u>に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用</p>	<p>附 則（平成25年9月27日条例第21号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 附則第3条第1項の規定 平成28年1月1日</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 附則第4条の4（「第14条の2第1項」の次に「、附則第14条の2の2第1項」を加える部分に限る。）、第9条及び第14条の2から第14条の4の4までの改正規定並びに附則第3条第4項の規定 平成29年1月1日</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第3条 平成28年1月1日前に発行された<u>旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）</u>について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第43条の2及び第43条の5の規定は、平成28年10月1日以後の<u>地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）</u>に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金</p>

改正後	改正前
<p>し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3～6 (略)</p>

議案第 26 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について

○藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号） 新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>別表第2（第12条関係）</p> <p>附属設備使用料金表</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>プロジェクター</td> <td>1式</td> <td>3,000</td> <td>スクリーン付</td> </tr> <tr> <td>ロッカー（大）</td> <td>1個</td> <td>500</td> <td>1月につき</td> </tr> <tr> <td>ロッカー（小）</td> <td>1個</td> <td>400</td> <td>1月につき</td> </tr> <tr> <td>ロッカー（大）</td> <td>1個</td> <td>70</td> <td>1日につき</td> </tr> <tr> <td>ロッカー（小）</td> <td>1個</td> <td>50</td> <td>1日につき</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この使用料は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の額とし、午前・午後又は午後・夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の2を乗じた額、全日の区分による使用にあつては上記使用料金の3を乗じた額とする。<u>ただし、ロッカーの使用についてはこの限りでない。</u> 附属設備の使用許可時間の延長は、別表第1備考7の規定により施設の使用許可時間の延長の許可をした場合に、その施設と同時に使用しようとする附属設備について許可する。この場合の超過使用料金は、上記使用料金の3割相当額とする。 使用料を算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 	(略)				プロジェクター	1式	3,000	スクリーン付	ロッカー（大）	1個	500	1月につき	ロッカー（小）	1個	400	1月につき	ロッカー（大）	1個	70	1日につき	ロッカー（小）	1個	50	1日につき	<p>別表第2（第12条関係）</p> <p>附属設備使用料金表</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>プロジェクター</td> <td>1式</td> <td>3,000</td> <td>スクリーン付</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この使用料は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の額とし、午前・午後又は午後・夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の2を乗じた額、全日の区分による使用にあつては上記使用料金の3を乗じた額とする。 附属設備の使用許可時間の延長は、別表第1備考7の規定により施設の使用許可時間の延長の許可をした場合に、その施設と同時に使用しようとする附属設備について許可する。この場合の超過使用料金は、上記使用料金の3割相当額とする。 使用料を算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 	(略)				プロジェクター	1式	3,000	スクリーン付
(略)																																	
プロジェクター	1式	3,000	スクリーン付																														
ロッカー（大）	1個	500	1月につき																														
ロッカー（小）	1個	400	1月につき																														
ロッカー（大）	1個	70	1日につき																														
ロッカー（小）	1個	50	1日につき																														
(略)																																	
プロジェクター	1式	3,000	スクリーン付																														